

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団公認スポーツ指導者資格取得費補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、資の高い指導者を増やし松山市におけるスポーツのレベルアップ及びより一層の普及振興を図ることを目的に、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が、公認スポーツ指導者資格取得に要する経費の一部に対する補助金（以下「資格取得費」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象資格)

第2条 資格取得費の対象となる資格は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度3のスポーツ指導者の種類とする。

(対象経費)

第3条 資格取得費の対象となる経費は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の養成講習会受講料とする。

(資格取得費の額)

第4条 財団理事長（以下「理事長」という。）は、当年度1回に限り予算の範囲内で資格取得費を交付する。

2 資格取得費の額は、1人につき5,000円を上限とし、対象経費が5,000円に満たない場合は、対象経費の額とする。

(資格取得費の交付申請)

第5条 資格取得費の交付を受けようとする者は、あらかじめ理事長に資格取得費交付申請書を講習会開催日の2週間前までに提出しなければならない。（ただし、松山市内在住の指導者に限る。）

(資格取得費の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査のうえ交付の可否を決定し、資格取得費交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定を受けた者は、資格認定が完了した日から1か月以内に（ただし、年度末の場合は、翌年度の4月10日までに）実績報告書を提出しなければならない。

2 補助金の交付決定を受けた者が、受講を取り止めたときは、資格取得計画変更（中止）届を提出しなければならない。

(資格取得費の交付時期及び方法)

第8条 資格取得費は、理事長が前条の規定による報告書及び関係書類に基づき、報告書どおりに資格認定が完了したことを確認した後に交付する。

2 資格取得費の交付決定を受けた者が、資格取得費の交付を受けようとするときは、請求書を提出しなければならない。

(資格取得費の返還)

第9条 理事長は、資格取得費の交付決定を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により資格取得費の交付を受け、又は資格取得費を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。